

# 控訴審第6回裁判のご報告

令和元年11月29日  
原発被害救済千葉県弁護士事務局

## 1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

### (1) 当弁護士が提出した主張書面や証拠

#### ★第25準備書面(後藤政志及び筒井哲郎氏の意見書を踏まえた結果回避可能性の主張)

##### ○概要

- ① タービン建屋・共用プール建屋内の配電盤の機能喪失が回避できれば、本件事故を回避することが可能だったといえる。本件事故の浸水経路や浸水状況からいえることは、以下のとおりである。
  - ㊦ 建屋の駆体部分(外壁)は本件津波に耐えたこと
  - ㊧ 主要な浸水経路となった「大物搬入口」・「入退域ゲート」は、津波対策が全く講じられていなかったにも関わらず一定の防護機能を果たしていたことから、仮に水密化による防護措置が講じられていればかなりの防護機能が期待でき、1階への浸水を防ぐことができたと考えられること
  - ㊨ 地下階への直接の浸水経路となったと想定される「給気ルーバ」・「機器ハッチ」について水密化措置を講じていれば、全体として建屋内部への浸水を防ぐことが期待できたこと
  - ㊩ 建屋内部の間仕切り壁がかなりの防護機能を果たしたことから、配電盤等の設置された部屋について水密扉の設置等の水密化措置を講じていれば、配電盤等の被水を防止することは可能だったと考えられること
- ② 陸上構造物に作用する津波の「波圧・波力」の評価式は、本件事故前には朝倉式等として広く一般的に用いられていた。
- ③ 原子力安全保安院は、事業者である東電に対し、敷地に遡上する津波高を示して、「施設の安全機能が重大な影響を受ける恐れがないこと」を要求事項とすれば良かったのである。防潮堤に加わる津波の波圧・浸水継続時間・津波高さの時間的変化・浸水量の時間的変化などについては、東電において、検討して具体的仕様を決めれば良かったのである。
- ④ 想定津波と本件津波は、浸水深・波圧において、大きな差異はない。「安全性を損なうおそれがない」との技術基準の要求を満たすためには、安全上の余裕が求められる。

想定津波の浸水深約5mを前提として、かつ安全上の余裕を確保して「建屋の水密化」等の防護措置を講じていれば、本件津波に対しても電源盤等の被水を防止し、全交流電源喪失を回避することは可能だったといえる。

#### ★第26準備書面(一審被告国の第8準備書面に対する反論)

##### ○概要

- ① 「長期評価」の「地震発生領域」についての評価は、地震学上の客観的かつ合理的根拠を有する。

深尾・神定論文の内容を含む津波地震に関する知見を前提に、「長期評価」における津波地震の想定が行われた。

- ② 日本海溝・千島海溝専門調査会北海道WGでは、「長期評価」に対して審議・意見集約が行われておらず、「長期評価」に対する評価が行われたとはいえない。そもそも、同WGの設置目的には、日本海溝の津波地震の発生可能性の検討が含まれていない。

国は、一般防災における津波防災において、「長期評価」の地震想定を踏まえることを求めている。国の機関が、「長期評価」をも考慮に入れた上で、「津波・高潮対策における水門・陸閘管理システムガイドライン」を策定していた。

- ③ 国は、原審以来主張していた「原子力工学上のグレーデッドアプローチの考え方」が国の規制が要求される設計基準上の想定津波には妥当しないことを、認めるに至った。

岡本氏の「試算の制度・確度が十分に信頼できるほどに高い」という判断基準は、原子炉の安全規制にそぐわないものである。

- ④ 国は、津波についての確率論的安全評価の手法開発に一般論として努めていた、と主張する。この国の主張は、現に稼働を続けている福島第一原発の「長期評価」の津波地震の想定に基づく安全規制の怠りを正当化する理由とはなりえない。

#### ★第27準備書面(糸永浩司日本大学特任教授による一審原告2-1宅の土壤等調査結果)

##### ○概要

- ① 本年5月23日、一審原告2-1の宅地内及びその周辺において、糸永浩司日本大学特任教授が、土壤調査を行った。
- ② その結果、一部のセシウム137の濃度が、放射性物質汚染対処特措法が定める指定基準を超えていた。また、一部の汚染表面密度は、持ち出し基準の10倍であり、管理区域内においても人が触れてはいけない基準に近い汚染実態といえる。

汚染された故郷での暮らしは、長期的に剥奪されたままである。

#### ★第28準備書面(一審被告東京電力共通準備書面(5)に対する反論)

##### ○概要

- ① 避難指示に伴い避難をした結果生じた損害について、東電は賠償責任を負っている。東電が賠償責任を負う損害は、放射線の作用に起因するものに限られない。

平穏生活権の侵害の有無・程度を考慮する上で最も重要な視点は、どれだけの“苦痛”を一審原告らが被ったかであって、放射線量ではない。

- ② 中間指針等は、和解の仲裁を行うことを目的として、当事者による自主的解決に資する一般的指針として策定されたものである。賠償範囲・賠償額の制限を示したものではない。中間指針等は、精神的苦痛が相当程度に大きい場合を念頭において、大多数の被害者の精神的苦痛を慰謝するに足る慰謝料額を定めたものではない。

- ③ 避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料は、別の原因に由来する精神的苦痛である。大森教授も、「ふるさと剥奪損害(慰謝料)」(≡ふるさと喪失損害)は「避難生

活損害(慰謝料)」と峻別された損害であることを前提として、論じている。

中間指針が想定した精神的損害の内容には、コミュニティの損失等に伴う精神的苦痛が含まれていない。

避難指示が解除されたとしても、家族が離れ離れになるなど強い精神的負荷が生ずる状況下において、一審原告らは低線量被爆による健康影響のリスクを抱え、放射線の健康影響に対する具体的な危惧感を抱き続けている。一審原告らの平穩生活侵害は、継続している。

- ④ 既払い金の充当方法は、当事者の合理的意思表示に基づき行われるべきである。中間指針第四次追補で定められた避難指示の長期化等に係る精神的苦痛に対する賠償は、ふるさとを離れた避難生活の苦痛による慰謝料に近いものと考えることができるため、避難慰謝料に対して充当されるべきことになる。

#### ★提出した主な証拠

糸永浩司日本大学生物資源科学特任教授が作成した土壤汚染・空間線量に関する測定結果報告書、原子力損害賠償紛争審査会議事録、大塚直氏が投稿した論文、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令と解釈に対する解説(原子力安全基盤機構規格基準部作成)、全国地震動予測地図2014年版・付録1(地震本部地震調査委員会作成)、一審原告の方々の陳述書

#### ★その他提出した書面

一審原告の方々の個別準備書面、訴訟進行に関する意見書

### (2) 一審被告東京電力が提出した主張書面や証拠

#### ★一審被告東京電力共通準備書面(6)(過失論に関する主張の整理)

##### ○概要

- ① 一審原告らが主張する結果回避措置を、東電が本件事故前の時点で他の優先度のより高い地震対策等を差し置いて実施すべき法律上の義務があったといえるためには、それを基礎付ける予見可能性の程度も具体的な科学的根拠に基づくものであり、かつ損害発生の危険が具体的であり切迫性を有する。
- ② 「長期評価の見解」は、当時の通説的評価に従って海溝寄り領域の津波発生確率を示そうとすると、あまりに確率が下がって国民に対する警告の意がなくなってしまうという防災行政上の観点から、評価が示されたものである。直ちに既存の原子力発電所の安全対策に、決定論的に取り込めるようなものではなかった。東電役員刑事判決においても、同様の評価がなされている。
- ③ 東電は、「長期評価の見解」について、直ちに本件原発の津波対策に取り込むのではなく、設計想定を超える対策の検討に活用されることが期待されていた確率論的安全評価の中に取り入れてその研究を進めていた。

平成18年9月の新耐震指針策定に伴う耐震バックチェックにおいても、地震学・津波学の専門家の意見等を踏まえた社内検討の結果、「長期評価の見解」に基づく津波を確定論的津波評価の対象として考慮するかどうか、そのために必要となる波源モデルも策定されておらず、専門家間の科学的知見も定まっていなかった。

東電は、改めて専門機関である土木学会に、「長期評価の見解」の取扱いに

つき、審議を委託し、学会での見解の整理を踏まえて適切に対応することにした。東電自らも、社内に「津波対策ワーキンググループ」を設け、調査を行っていた。東電の対応に何ら不合理なものはない。

- ④ 電気事業者からの審議委託を受けた専門機関である土木学会ですら、専門的な審議を経て、本件事故直前、平成20年試算の前提となった「海溝寄りのどこでも明治三陸地震と同程度の津波地震が発生する」との「長期評価の見解」について、支持していなかった。
- ⑤ 本件事故前、地震対策が全国的に急務となっていた。他の安全対策を差し置いて、防潮堤や防波堤を用いて敷地高への津波の遡上自体を防ぐというドライサイトコンセプトの考え方を採用せず、敷地高への遡上を前提とした事故対策を、本件事故前の時点で講じるべき法律上の義務を基礎付けるに足りる津波の具体的予見可能性・切迫性はなかった。

#### ★一審被告東京電力共通準備書面(7)(一審原告ら第23準備書面に対する反論)

##### ○概要

- ① 佐藤暁氏は、海外の特定の事故対策を、「取り得るメニュー」として提案したに過ぎず、東電がそれらの対策を講じるべき法律上の義務が生じている客観的状況にあったと、述べていない。
- ② 佐藤氏が提案する対策は、物理的・現実的な導入可能性、導入した場合の結果回避可能性を厳密に検討・検証することなく、工学的見地からの分析や必要な諸手続を踏まえた所要時間・コスト等の検証を行うことなく、「思い付く」ままに提案されたものである。

#### ★一審被告東京電力共通準備書面(8)(筒井・後藤氏の尋問結果等を踏まえた結果回避可能性に関する一審原告らの主張に対する反論)

##### ○概要

- ① 筒井・後藤氏は、結果回避措置の「必要最小条件」として、敷地内の35m盤上に電気室を新設した上で、当該新設電気室内に、タービン建屋地下1階電気室内の電気設備や、地上1階床上の非常用電源設備と同様の設備を、既存の設備に加えてもう1セット予備として設け、かつ、非常用ディーゼル発電機も新設電気室内に設置し、さらに燃料タンクを35m盤に設置すること、を挙げている。
- ② しかし、いかなる電源設備を新設電気室に設置するのか、新設電気室から原子炉まで敷設するケーブルの長さや本数に鑑みその設置場所をどのように確保するのか、新設電気室の耐震性をいかに確保するかについて、後藤・筒井氏は、具体的・技術的な検討を何らしていない。

新設電気室の35m盤への設置について、東電において試算したところ、現実的・技術的に講ずることが極めて困難であった。

仮に物理的に上記作業が可能であったとしても、耐震バックチェックや新潟県中越沖地震の発生という本件事故前の状況下で、本件事故発生前までにかかる措置を完了させることが現実的に可能であったとは到底いえない。

過去の実績等を踏まえれば、「最長2年10月」などで実現できるものでは到底なく、相当の長時間を要することが見込まれる

- ③ 筒井・後藤氏は、結果回避措置の「必要最小条件」の1つとして、最終ヒートシンクの確保対策、海水ポンプ(4m盤に設置されている。)が被水しないようにす

るため、ポンプ・駆動機を防水壁で囲う等の結果回避措置を挙げる。

しかし、当該措置を必要最小限とすることが誤りである。後藤・筒井氏は、これについても具体的な検討をしていない。4m盤の冷却用海水ポンプの周りに防水壁を設置し、これを収納する建屋を設置することは、現実に困難である。

### ★一審被告東京電力共通準備書面(9)(一審被告東電の公表賠償基準の取扱いについて)

#### ○概要

- ① 本来損害として認められる範囲を超えて支払っている財産的損害の賠償部分については、たとえ手続上は特定の損害項目に対する賠償として行われていたとしても、法的な効果としては、実体法上、一つの請求権の総額に対してなされたものとして、慰謝料の支払に充当されるべきである。  
同一世帯内では名目上うち1人の一審原告に対する既払い金であっても、世帯の構成員全員の利益のために支払われたと評価すべきである。
- ② 東電の公表賠償基準を合理的なものと認めて当該基準通りの損害額を認定する場合には、東電の公表賠償額の性格を踏まえ、それに対して遅延損害金や弁護士費用を付加することは許されないというべきである。

### ★提出した主な証拠

放射線被ばくに関するQ&A(放射線医学総合研究所作成)、広報いいだて、本件事故発生時点における本件原発の地下埋設部の存在状況等を示す書面、水野謙学習院大学法学部教授博士(法学)が作成した鑑定意見書

### ★その他提出した書面

一審被告東京電力個別準備書面(1)～(17)、進行に関する意見書

## (3) 一審被告国が提出した主張書面や証拠

### ★第11準備書面

#### ○概要

- ① 後藤政志氏・筒井哲郎氏は、「結果回避のための必要条件」として、㊶電源設備(配電盤等)の機能維持、㊷非常用ディーゼル発電機および燃料タンクの機能維持、㊸最終ヒートシンク確保対策が必要であり、さらに、これ以外の措置として、㊹防潮堤の設置、㊺可搬式過酷事故対策設備の設置、㊻建屋等の水密化、㊼非常用淡水注入システムの新設といった対策を講じるべきであり、上記㊶～㊼の対策はいずれも対策の着手から3年以内に完了することができたはずである、と意見する。
- ② しかし、上記㊶と㊷の対策は、耐震設計上の問題点や大量の電源ケーブルを建屋まで建設できるか否か等、その実現には多くの課題があるなど、非現実的な措置である上、新規制基準の要求事項さえ超えるものであり、およそ本件事故前の科学的・専門技術的知見から導き出されるものではない。  
上記㊸は、冷却用海水ポンプが被水しないように、同ポンプや駆動機を防水壁で覆うなどするものである。非常用海水系ポンプが機能喪失したからといって直ちに炉心損傷に至るわけではないから、上記㊸は必要条件ではない。

筒井氏は、原子力発電所の耐震設計や特質等とはもとより、耐津波に関する専

門的知識を持ち合わせていない。

- ③ 防潮堤等により敷地そのものを津波から防護する措置を放棄すれば、津波がそのまま建屋内に浸水することを許容することになる。

その場合、仮に後藤氏・筒井氏が述べる上記㉗～㉙の対策を講じたとしても、本件事故を回避することが可能である客観的・合理的な根拠は全くない。

- ④ 後藤氏が防潮堤の設置に関する意見は、津波工学に関する専門的知識による十分な検討を経たものではない上、本件事故前の科学的・専門技術的知見にも基づかない後知恵によるものである。

後藤氏・筒井氏が意見の根拠として挙げる資料は、いずれも水密扉の設計における漂流物の衝撃力に対する評価方法を具体的に示すものではない。その上、津波の波力についてもその評価式がそのまま適用できることにはならないのであるから、原子力発電所において津波等が壁等に衝突する際の荷重を具体的に計算するための資料となり得るものではない。

そもそも、後藤氏は、想定津波の評価手法に関する専門的知識を持ち合わせておらず、耐津波としての結果回避措置を論じる適格性を有しない。

- ⑤ 後藤氏・筒井氏は、電気室等の新設は最長2年10ヶ月で講じることができる、防潮堤も最長2年10ヶ月で講ずることができる、と意見している。

電気室等の新設によって結果回避が可能とする客観的・合理的根拠は全くない。そもそも、筒井氏は、原子力発電所の設計はもとより、その許認可手続にも関与したことがない。

また、防潮堤設置にあたり障害となる既設設備の移転に要する期間が考慮されておらず、防潮堤の施工期間に関する検討も十分になされていない。

上記意見は、信用できない。

- ⑥ 後藤氏・筒井氏の意見は、福島第一原発の特徴等を踏まえない非現実的な前提を置いているなど、およそ専門的知識に基づかないものが多数含まれており、信用できない。

浜岡発電所に関する津波対策の報告例は、岡本教授の意見(ドライサイトコンセプトの合理性を指摘)の信用性を、減殺するものではない。

## ★第12準備書面(一審被告国第5準備書面〔予見可能性に関する統一準備書面〕の補充)

### ○概要

- ① 伊方最高裁判決が示す枠組み、すなわち、国賠法上の違法性が主張されている各時点の科学的技術水準に照らし、㉗使用開始後の原子炉施設に関して用いられた安全性の審査又は判断の基準に不合理な点があるか否か、①当該原子炉施設がその基準に適合するとした原子力規制機関の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かを、判断代置審査ではなく、判断過程審査の手法で判断する枠組みを用いるべきである。
- ② 名古屋地裁判決は、「予見可能性」の概念を、規範的評価を離れた「主観的な認識可能性としての予見可能性」という意味で用いているものの、実質的に見れば、上記㉗と①の二段階審査の手法にのっとって結論を導いており、正当である。

## ★第13準備書面

## ○概要

- ① 既往地震が確認できない領域に波源を設定するためには、客観的かつ合理的根拠を伴った科学的知見によって、「地震地体構造の同一性」が認められる必要がある。

しかし、本件事故前の科学技術水準に照らすと、福島沖の日本海溝沿いの領域と、明治三陸地震・延宝房総沖地震・慶長三陸地震・ニガラグア地震・ペルー地震の各発生領域との間には、いずれも「地震地体構造の同一性」が認められない。

- ② 長期評価は、自然科学に限られない様々な分野の専門家により原子力規制に取り込むだけの客観的かつ合理的根拠を伴っているか否かという点について審議した結果として、策定・公表されたものではない。「長期評価の見解」に関する海溝型分科会等の議論は、「国民の防災意識の高揚」という目的を踏まえた「防災上の観点」からなされていた。「長期評価の見解」は、「審議会等の検証に耐え得る程度に客観的かつ合理的根拠に裏付けられた知見」ではない。

土木学会のアンケートで「長期評価の見解」への重み付けが大きい結果が得られたとしても、専門家意見のばらつきが再現されたことを示すにすぎない。重み付けアンケートは、ある見解を決定論的に取り扱うか否かを定めるために行うものではない。

- ③ ある科学的知見が「審議会等の検証に耐え得る程度に客観的かつ合理的根拠に裏付けられた科学的知見である」といえるか否かを調査するに当たっては、審議会等の開催や詳細な津波推計は、必須ではない。

## ★第14準備書面

### ○概要

- ① 佐藤暁氏は、福島第一原発に対して適用すべきだった津波対策として、「安全停止系保護のための水密化」・「安全停止系が設置された建屋の水密化」・「可搬式設備による保管設置」を挙げる。しかし、いずれも、本件事故前に規制上の津波防護対策として、採用できるものではなかった。

- ② 佐藤氏は、上記津波対策につき、具体的な津波想定や設計条件について何ら検討せず、単に採り「得る」手段という趣旨で挙げているにすぎない。上記津波対策をとったとしても、本件事故を回避することはできなかった。

佐藤氏は、上記津波対策の工事等は1年で完了する旨意見しているが、およそ専門的知識に基づかないものである。

## ★第15準備書面

### ○概要

- ① JNESが行った前兆事象評価(ASP評価)は、確率論的安全評価の一つである。本件事故前における津波を対象とした確率論的安全評価の進展状況からすれば、本件事故前において、ASP評価の結果に依拠して津波対策に係る規制判断を行ったり、規制判断の是非を論じたりすることはできなかった。

- ② 同報告書においては、いかなる設計・強度による水密扉を設置すべきか、一切言及・検討がされていない。外部から建屋内部への浸水を防ぐことが可能な水密扉の設置等により、「条件付炉心損傷確率」が約4割軽減できるとの同報告書の指摘をもって、国の本件事故前の対応が不合理だったとはいえない。

★第16準備書面

○概要

- ① バスクト・トゥンジャク氏の声明やアナンド・グローバー氏の報告書は、いずれも個人的見解を示したものであり、国連人権理事会の見解ではない上、同人らが放射線に関する専門家ではないことから、健康影響に関する科学的根拠が乏しいといえる。
- ② 避難指示の基準及び避難指示解除の基準として、年20ミリシーベルトという考え方を採ることは、ICRPの考え方を踏まえる等国際的な考え方に沿うものであり、合理性を有する。

★第17準備書面(結果回避可能性に係る主張立証責任の所在について)

○概要

- ① 伊方最高裁判決が前提とした証拠(資料)の偏在は、本件において存在しない。立証責任を実質的に転換する基盤は、存在しない。
- ② 一審原告らが、特定の措置を採れば特定の結果を回避できた関係を是認し得る高度の蓋然性を、証明すべきである。

★提出した主な証拠

後藤政志氏・筒井哲郎氏の各意見書、今村教授に関する証人尋問調書、女川原発安全対策実施状況(東北電力ホームページ)、津波地震に関する研究の現状(阿部氏作成)、事業報告書平成18年度版抜粋(JNES作成)、東京新聞の記事

★その他提出した書面

訴訟進行に関する意見書、訂正書

2 一審原告代理人による損害と国の責任の意見陳述

3 今後の裁判の日程

第7回口頭弁論期日 2020年 月 日( ) 時

以上